労務ネットニュース(令和3年8月発行)

Labor-management.net News

労働組合対応、労基署対応、使用者側の労務トラブルを弁護士 向井蘭が解決!



Vol.163

弁護士 向井 蘭 杜若経営法律事務所

★人間の利己性と不利益変更の同意~定額残業代削減の同意の有効性~

1 実は増えている定額残業代削減 の相談

最近「定額残業代制度を以前制定 したが実際の残業時間が減ってきた ので定額残業代を減額したい」とい う相談が増えております。

本号では、定額残業代削減についての同意の有効性が問題になった M 社事件(東京地裁令和2年9月25日判決)をご紹介いたします(本件は懲戒解雇等論点が多岐に上るのですが、本号では固定残業手当の削減のみ取り上げます)。

2 事例

被告はテレビ番組等の企画・制作等を行う企業です。従業員は原告ー名しかおりませんでした。原告には入社時から固定残業手当として7万5000円が支払われていました。

ら5万円へと引き下げました。

3 裁判所の判断

4 解説

(1) 定額残業代削減は不利益変更に当たるか

定額残業代は簡単に言うと「残業 代の最低保証制度」のようなもので すから、一般に残業をしてもしなく ても支給されます。定額残業代を削 減することはその最低保証額を下げ ることになりますので不利益変更に なります。

(2) 人間の利己性と不利益変更の 同意の有効性

人間は利己的な存在ですので、自 分に得にならないことや不利益にな ることを行いたくありません (一般 論です)。裏返せば自分に得にならな いことや不利益になることを行う場 合は何らか理由があるものです。

例えば同情したり、説明に納得し

たり、自分にも長期的に得になると 思う場合に自分に得にならないこと や不利益になることを行うものです。

ところが、雇用契約において、従業 員は使用者から賃金を得て生活をし ていることから、職や賃金を失いた くない・経営者との人間関係を損ね たくないという理由で、不利益変更 に納得していなくても、労働条件の 不利益変更の同意書にサインをして しまうのです。

そこで、最高裁(山梨県民信用組合事件等)は「人間は利己的な存在なので、自分が不利益になることに同意をするには『合理的な理由が客観的に存在している』はずだ」と考え、自由な意思に基づいてされたものを制造のは存在している場合に不利益変更のに存在している場合に不利益変更の同意を有効であると認めているのです。

(3) 本件について

本件裁判例は代表者の暴行や債務 負担を求められていたことなどもあ り、かなり特異な事情もありますが、 仮に暴行や債務負担が無くとも合意 は無効と判断されていたと思います。

定額残業代が3割以上削減されるにもかかわらず、仕事の負担や労働時間が大して変わることもなく、しかも労基法にもとづいて時間に応じて割増賃金が支払われるわけでもなく、会社の経営不振などの説明もありませんでした。

すなわち、人間は利己的な存在なので、このような状況下では、自分が不利益になるような固定残業手当の削減に納得して同意をしたと言えるような状況にはないと判断されたと

思います。

(4) 定額残業代の削減はなぜ揉めやすいか

定額残業代の削減は揉めやすいです。太古の昔の生存競争の影響なのか、人間は自分の取り分が分かりやすく減ることに敏感に反応します。これも人間が利己的な存在であることの表れなのかもしれません。

例えば、基本給30万円を25万円に減額する一方、それに加えて定額残業代5万円を支払うとの不利益変更(合計30万円は変わらない)はあまり揉めないのに、基本給28万円と定額残業代4万円の賃金構成(合計32万円)から基本給28万円と定額残業代2万円(合計30万円と定額残業代2万円(合計30万円)への変更は一気に揉める確率が高くなります(私の体験にもとづく感想です)。

どちらも不利益変更であるにもかかわらず、明確に「自分の取り分」が減ることに敏感に反応してしまうのです。

5 まとめ

このように不利益変更の同意は人間の本能と密接に関わっていると思われますので、不利益変更の同意を取得しようとする際は、人間の本能を踏まえて慎重に検討する必要があります。

お気軽にご相談下さい (10:00~17:00) 杜若経営法律事務所 TEL03-3288-4981/FAX03-3288-